

第26期協議題

「わがまち・かわさき」をめざす
青少年育成活動の現状と課題

意見具申書

平成24年（2012年）7月

川崎市青少年問題協議会

はじめに

現在行われている川崎市青少年育成の総合的施策は、第20期川崎市青少年問題協議会の意見具申を基に方向付けされています。平成12年3月「川崎市青少年プラン」が策定され、このプランはその後、平成21年3月に改定版が提示され、現在、より具体的な施策として実施されています。

その基本的方向性は、『共に生き共に育つ川崎をめざして～「生きる力」「創造する豊かな心」「共感する心」を育てる～』が理念となっています。特に、第25期青少年問題協議会では、それらの活動の推進母体としての「こども文化センター」の役割が議論され、地域の子どもが共に生き共に育つための中心であり、また、活動の核であるコミュニティを築くという視点から、「自主・自立の青少年活動を促すための支援のあり方」がまとめられました。

これらの意見具申では、青少年が学校・家庭・地域の中で、自発的、自主的に生き活きとして活動する（あるいは、活動できる）ための支援と育成のあり方が対となる課題意識とされています。しかし、今日、高齢社会の進展とともに、個人の多様なライフスタイルを反映する活動が活発化し、それに伴って地域における住民一体となった特色ある活動も顕在化しています。

また、高度情報社会では大人と子どもの境界線の融合も顕著になり、共に課題を共有しつつ「生きる」「育つ」「支え合う」ことを指向する地域社会の再構築を目標とする、「共生」の時代がきたともいえます。

第26期青少年問題協議会としては、こうした現状に立って「わがまち・かわさき」をめざす青少年育成活動の現状と課題を協議課題として設定しました。特に、地域で共に育つ大人と子どもが「わがまち・かわさき」をめざすには、従来からの「育成プラン」から「協働プラン」への包括的施策への転換が必要であると判断しました。そのため、現在市内で行われている地域活動等の実践資料やヒアリングなどをもとに、特に、地域活動の育成事業を推進するための青少年育成地域コーディネーターの創発など人材の確保やその育成事業等について、意見具申としてまとめました。

最後になりますが、この意見具申をまとめる過程で、貴重な資料等を提供してくださった方々、並びに行政の関係者に、心から感謝申し上げます。

第26期川崎市青少年問題協議会

副会長 小川 信夫

目 次

I 青少年の実態

- 1 「川崎市青少年意識調査」から・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 青少年を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 青少年が社会で生き生きと活動するために

- 1 青少年の自己実現の場と機会をどのように作るか・・・・・・・・ 7
- 2 青少年が社会から承認されるための人間関係の樹立とは・・・・ 8
- 3 青少年の自己実現とそれを承認する実践の場としての
地域の重要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

III 学校と地域の連携から融合への可能性

- 1 青少年の将来への自立を支援するために・・・・・・・・ 12
- 2 学校・家庭・地域の連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 臨港中学校の取り組みから学ぶもの
～地域は一つの大きな家～・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

IV 学校を拠点とした地域活動の展開

- 1 学校と地域活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 学校と地域の融合にむけた課題・・・・・・・・ 18
- 3 地域の教育力の向上に向けて・・・・・・・・ 19

V 地域活動の広がりとの統合

- 1 スポーツを媒介とする異年齢交流・・・・・・・・ 22
- 2 スポーツを通じた地域の大人との一体感と経営・・・・ 23
- 3 世代の構成とマネジメントの必要性・・・・・・・・ 24
- 4 地域におけるネットワークの構築・・・・・・・・ 25
- 5 学校・家庭・地域と行政とのパートナーシップについて・・・・ 25

VI 「かわさき育ち」を誇れるために

- 1 地域に愛着が持てない背景・・・・・・・・ 28
- 2 地域に増える「選択縁」と生きがい・・・・・・・・ 28
- 3 地域を「やど」から「すみか」に変えるために・・・・ 29
- 4 地域に根ざす青少年承認の場の創設とコーディネーターの役割・・・・ 30

VII 経緯と提言—おわりにかえて

- 1 協議の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

- 2 地域・公教育・企業・行政を巻き込んだまちづくり・・・・・・・・・・ 33
- 3 青少年育成地域コーディネーターの創発・・・・・・・・・・ 34

資 料

- 1 平成24年度 川崎市青少年事業の概要・・・・・・・・・・ 37
- 2 地方青少年問題協議会法・川崎市青少年問題協議会条例・・・・・・・・ 45
- 3 協議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 4 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

I 青少年の実態

1 「川崎市青少年意識調査」から

川崎市では、1985（昭和60）年から5年毎に、「川崎市青少年意識調査」を行っており、2010（平成22）年9月に、川崎市在住の13歳から24歳までの男女3,000人を対象として、調査しました。

その結果、回答率36.5% 1,094人の回答を得ました。生活状況を見ますと、1人住まいは94人のみで殆ど誰かと同居しており、就学は788人、就労は263人、結婚している者は僅か31人でした。

また、彼らは学校や職場のグループ活動には、56.9%が参加していますが、地域の活動に参加しているのは、9.6%にすぎません。ボランティア活動に「現在参加している」あるいは「参加したことがある」のは、26.5%で、「参加したことがない」と回答した者は72.6%でした。ニュースを見る頻度は約半数が「毎日」見ており、「時々見る」を加えると88.3%、「全く見ない」は0.9%でした。

次に、青少年の意識を見てみますと、「現在の関心事」については、「自分の将来や進路に関する事」、「自分自身のこと（健康・容姿・性格）」、「勉強のこと」など、自分に関することが多く、「政治や社会に関する事」は16.4%と低い状況です。「理想とする生き方」については、「経済的に豊かになること」は10.5%で、「自分の好きなように暮らすこと」が38.9%、「家族と幸せに暮らすこと」36.1%と、自分や家族が中心で、「社会のためにつくすこと」は3.7%にすぎませんでした。

「自己肯定感」については、「なんでもやれると思う」「何とかやれると思う」が60.2%なのに対して、「自信がない」と答えた者は5.0%でした。「学校や職場の楽しさ」では、「楽しい」「まあ楽しい」と答えたのは80.1%でした。

「働くうえで求めるもの」は「経済的な豊かさ」が49.4%で「社会のために働く」は14.1%にすぎず、また「偉くなりたい」といった出世願望は、2.1%と非常に少なくなっています。その一方で、「仕事を選ぶ際重視すること」は「職場の雰囲気や人間関係」「自分の好きなこと」が61.0%

と高く、「給料が高い」「事業が安定していて長く働ける」が続いています。

また「職場が楽しくない」と回答した人の理由として、「給与・待遇に不満」が 31.9%、「職場の方針に不満」が 31.9%、「人間関係に不満」が 27.5%で、「不満があれば転職もやむを得ない」「転職するほうがよい」と答えた者が 58.1%いました。「就職する上で有利になること」については、「コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力」と回答したものは 57.2%、続いて「資格」が 49.3%、「学歴」と答えた者は 29.3%でした。

「幸福感」については、「幸福です」「どちらかといえば幸福です」が 70.2%と多い一方で、社会に対する満足度については、「満足です」が 21.4%に対し、59.6%が「不満」と答え、理由として、貧富の差や若者の意見が反映されないことを挙げています。

悩みやストレスについては、約 50%の若者が「勉強のこと」と考えており、悩みの相談相手として 67.8%が「友人」と答えています。また、「青少年の健やかな成長や非行防止には何が大切かと思いませんか」の質問には、「親と子どもが積極的に会話し、ふれあう機会を多く持つこと」が 59.2%、「親や保護者が手本になるような生活態度を示すこと」が 48.0%、「子どもの自主性を尊重し、過保護・過干渉にならないようにすること」が 47.3%と、親子関係・家庭が基本であるという視点に立ち、冷静に大人社会を見ていることが分かります。さらに、「生命の大切さを教えること」「社会全体のモラルを高めること」「青少年の居場所や遊び場を作ること」が大切と考えており、倫理的で現実的な思考感覚をもっていることが読み取れます。以上が川崎の青少年意識調査における生活状況や意識になります。

2 青少年を取り巻く状況

(1) 社会環境の変化

2009（平成21）年に、内閣府と二人三脚で進めてきた青少年育成国民会議が幕をおろしました。高度経済成長期における青少年健

全育成に区切りをつけて、「子ども・若者育成支援推進法」が公布されたのは、行政によって、青少年育成の施策を見直す新たな動きがでてきたということだと思われまます。国債の発行残高が、諸外国に比して非常に大きい日本の将来は不透明であり、未曾有の東日本大震災と原発事故問題により、社会には不安が広がっています。また、欧州各国の金融危機は、改善に向けた努力がなされていますが、円高による日本経済への悪影響や、倒産や事業の縮小などによる失業など日本社会にも不安を生じさせています。

内閣府発行の「平成23年版子ども・若者白書」によれば、若者の人口は減少しており、晩婚化や婚姻率の減少が、主な理由と考えられています。若者の結婚観をみますと、「ユースアドバイザー養成プログラム（改訂版）」では、男女共に9割近くが「いずれ結婚するつもり」と考えています。しかし、現実的には、国立社会保障・人口問題研究所による「出生動向基本調査（独身者調査）」によれば、未婚にとどまる理由として、「必要性を感じない」「仕事、学業、趣味の優先」「自由や気楽さを失いたくない」を、主なものとして挙げていて、個人の自由度の増加や伝統的な制約からの解放が、晩婚化や婚姻率の減少につながっていると考えられます。また、90年代末にパラサイトシングルが流行語となりましたが、親元に同居する期間が長くなる傾向は、諸外国を含め指摘されていて、若年労働市場の失業率が高く、仕事に就いても不安定で、低賃金の時期が長くなっていることが背景にあるとされています。さらに、親元同居の傾向が顕著である日本・韓国・イタリア・スペインなどでは、30歳を過ぎても、未婚で親と同居する若者が多く、そのことが自立意識の形成に影響を及ぼしていることが指摘されています。そして、少子高齢社会の進展や自立できない若者の増加は、日本社会の活力の維持・発展における大きな課題であり、若者が夢や希望を持つことができる持続可能な社会の構築が求められています。

また、情報通信技術の急速な進展により、瞬時に情報は全世界をまわり、ニューヨークの「ウォール街占拠」運動や北アフリカの「アラ

ブの春」など新たな民主的なシステムが生まれています。インターネット技術の更なる進展は、ツイッターが、1秒間に25,000ツイートされた例もあるように、われわれのライフスタイルや生活環境を劇的に変える可能性があるといえます。

(2) 家庭と地域環境の変化

家庭環境の変化は著しく、厚生労働省の「平成22年国民生活基本調査」によれば、三世帯同居の家庭の割合は、全世帯の7.9%となっており、1986（昭和61）年の15.3%の約半分、核家族化がより進んでいると思われれます。また、内閣府の「平成20年版青少年白書」によると、親子の接触時間は、長時間労働や共働き家庭の増加で、より少なくなっています。さらに、家庭と並んで、子どもの成育に重要な環境である地域についても、半数を超える保護者が、自分の子ども時代と比べて、「地域の教育力が低下している」と答えており、理由として「個人主義の浸透」「地域の安全に対する不安」「親近感の希薄」「母親の就労」などをあげていて、ここから、日常的な地域における交流の機会が減り、その結果、地域への愛着が薄れ、「地域の子どもは地域で育てる」という意識も希薄化しているとしています。

子どもたちも、小・中学生の5人に1人は、放課後や休日に「家の近くに遊ぶ場所がない」と回答しており、地域の大人たちをはじめ、同世代や異世代と遊ぶ機会を持っていません。また、2009（平成21）年10月及び11月にOECDの計算方法に基づき計算された2004（平成16）年度の相対的貧困率は14.9%で、OECD加盟国30か国中27位となっています。ひとり親家庭や共働き家庭でも、グローバル化の進展に伴い、経済的格差は広がっており、親の経済格差が、子どもの成長に負の影響を及ぼすことも指摘されており、ひいては文化的格差に繋がり、子どもたちから「自信を持つこと」や「他者信頼」などの、成長する機会を奪うのではといった指摘もなされています。野外での遊びや自然体験の中で、子どもたちは、他者との折り合いを学び、お互いに認め合い助け合うことで自己肯定感を育てて

いきます。しかしながら、「平成23年版子ども・若者白書」によれば、自然体験活動への小学生の参加状況は、年々少なくなっている傾向にあります。

(3) 東日本大震災後の若者の意識の変化

東日本大震災は、何らかの意識変化を国民に与えたと思われま

す。「R25白書③若手ビジネスマンの震災による意識変容調査」(株式会社メディア・シェイカーズ M1・F1 総研調べ)によると、25歳～34歳の男性会社員に、東日本震災後による大きな意識変化を尋ねたところ、全体の約半数が「(震災前よりも)世の中への関心が高まった」と回答しています。また、2011(平成23)年12月に、「国際ソロプチミスト」で、14歳から17歳の少女(関東甲越地域)に、ボランティアの活動について報告書を書いてもらったところ、今回の災害でボランティア活動をした学生の数も多く、また、ボランティアは人のためばかりではなく、自分自身のためという意見が多くみられました。

大学生・高校生を対象にしたアンケート調査によれば、「東日本大震災は自分にどんな影響を与えたか」という質問に対し、74.4%が「人のために役立ちたいと思った」と答えています。また、「ボランティアや募金をしましたか」という質問に対しては、8割近い若者が「行った」と答えており、震災をきっかけに、人の役に立ちたいという意識が高まり、社会のために役立ちたいと考える若者が増えている傾向にあることがみてとれます(出典:平成24年3月11日付「日本経済新聞」より)。

また、「3.11後の若者の行動」として、インターネット上に掲載されたある社会学者の指摘によれば、「平和で安心の中で生活してきた日本は、突然の大災害で思考停止状態になった。行政は、平時の日常性を前提としてシステムが組み立てられているから、機能しにくくなる。それは当たり前で、そこを補うのが共同体とか宗教団体なのだから、それが無いから行政批判ばかりする。東北地方と東京地方とは違うが、古

いものをスクラップして、新しいステージに進むチャンスかもしれない。例えば十代の若者にも価値とか規範、共同性が大切だと言う議論が展開すると思われ、チャラチャラとした流行を追わないのが流行だ、というようなムードがみられる」といったことが述べられています。

ニュージーランドの大震災のあとに、Facebook でボランティアを組織し、学生を数千人単位で集めて、復興や救援活動を展開した大学生がいて、現在、彼は政治家になって活動していますが、こうした事例は、インターネットを使って、若者が社会的な力を発揮できる可能性を示唆しています。

いま、日本は日常的な意識を、「依存」から「自立」へ変えていく必要があるのではないのでしょうか。日本では、「宗教的なアソシエーション」に頼る伝統がないので、「共同体的な自治」が大切であり、若者の意識が変わりつつある今が、それを作り直すよい機会かもしれません。地域と連携しつつ、これからの復興、日本再生を担っていく「自立的な」若者が育つような仕組みづくりが、今まさに求められています。

Ⅱ 青少年が社会で生き生きと活動するために

川崎で育つ青少年が、日常生活を生き生きとして過ごすことこそ、生まれ育った川崎に愛着を持つ要因のひとつになると考えられます。そこで本章では、青少年が社会の中で生き生き過ごすための重要な場となる「自己実現」と「社会からの承認」に絞って述べます。

1 青少年の自己実現の場と機会をどのように作るか

小学校の児童から成人した大学生まで、多くの若者が自己実現に対する強い希望を抱いています。「サッカーの日本代表になりたい」「先生になって、子どもたちに楽しく勉強を教えたい」「実業家になって被災地や日本の再生に努力したい」などの希望をもっています。

高度成長期には、「一流大学を出て、政治家や官僚、社長になる」とか「国際線のスチュワーデスになってアメリカへ行きたい」など、夢や目標が画一的な傾向がみられましたが、そういった時代は既に過ぎ去り、青少年の価値観の多様化の進展と共に、自己実現の場や機会も多岐にわたっています。

しかし、その多様化する若者たちの願いが、果たして現実のものになっているかとなるといろいろと難しい問題があります。ここに「青少年たちが自己実現可能な場と機会」を掲げて、それらをどのように実現したら良いかを考える必要があります。

(1) 学校生活の中で

青少年のほとんどが、一日の大部分を学校で過ごします。学校は自己実現のための最も重要な場のひとつです。学校の中で、一人ひとりの青少年が、自己実現のための十分な学習を積み重ねることが出来れば、将来、更に大きな目標に向かって、積極的に行動を起こすことが可能になるはずです。

学校における自己実現にとって最も重要なことは「指導者が子供の個性を見抜き、それを伸張させる」ことです。例えば、科学に深い興味を持ち、長い間、観察と研究を重ねた結果、日本学生科学賞をもらった子どもがいるとしましょう（実際、川崎市にはこのような子どもたちがたくさんいます）。彼等のいる

学校で、その研究が正当に評価されて、教師や友人から賞賛されれば、この子どもの自己実現に対する想いは、大きく膨らみますし、その結果、自己実現のための努力も一段と深まるに違いありません。

また、音楽の演奏に秀でた子どもや、合唱やジャズが得意なグループなどが、その成果を発表し、十分に評価される場が学校の中にあることは、子どもたちの自己実現の場として、とても相応しいものとなります。

「どの子どもたちにも、いろいろな場面で、その成果を認め、賞賛する場をつくろう」とする考えを、重視する事が大切なのです。

(2) 学校以外の地域での活動の中で

川崎市のサッカースクールや水泳教室からは、たくさんの一流選手を輩出していますが、それは、これらの教室では、一人ひとりの子どもたちが持っている独自の能力が、十分に発揮されるような仕組みが、備わっているからです。

地域の指導者たちが、様々な場面で「子どもの自己実現を支援することは、子どもの健やかな成長に有意義である」という観点を持ち、その実現のための様々なシステムを学びあい、新しいシステムを作ることが出来れば、これら民間の教室と同じようなすばらしい成果をあげることが、十分可能となります。

2 青少年が社会から、承認されるための人間関係の樹立とは

ここでは、若者が信頼と承認を得るための人間関係に、焦点を当てて述べます。

(1) どのような人間関係が望まれるか

人間関係を考える場合、社会に承認される青少年の行動と同時に、彼等を承認する「大人たち」の行動も考える必要があります。

「果たして今の日本の社会は、若者を快く受け入れているのでしょうか」

確かに大人は、「他人の行動には厳しく、自分自身の行動については甘い」という行動評価のパターンを持ちがちです。

そのような評価基準に従うと、今の若者の行動は、受容し難いものとなってしまいます。それを一步譲って、「自分にもそんな時代があった」とか「若者にもなかなかよいところがあるぞ」というように、若者を受容する意識が高ま

れば、青少年に対する評価も変わってくるのではないのでしょうか。

このような「受容の姿勢」があれば、若者たちが、信頼と承認を得る場を作
ることは、さほど困難なことではないと考えられます。

良好な人間関係を築くためのキーポイントは、青少年と成人の間の相互理解
と相互の受容の精神なのです。

(2) 人間関係を深めるための実践の場

人間関係を深めるためには、お互いに会って、話し合う機会がなくてはなり
ません。昔は、職場の上司が、若者たちを引き連れて酒を酌み交わし、人間関
係のあり方についても若者たちに教えることが多々ありました。しかし、現在
では、そのような機会は少なくなっています。

わずらわしい人間関係を嫌う若者たちに、人間関係を深めることが重要であ
るという考えを、理解させることは容易ではありませんが、それを行うのはわ
れわれ大人であり、それを避けて若者を非難することは的外れとなります。

例えば、等々力サッカー場で、川崎フロンターレの試合が終わった後、近
くの酒場で大いに議論しているグループをよく見かけます。老いも若きも一緒
になって、今日の試合という「共通した話題」で大いに盛り上がっているの
です。しかし、その場で、共通の話題ではない政治の話題を出せば、座はしらけ
てしまうでしょう。

「意思の疎通は先ず共通話題から」という心遣いを持つ気持ちが、若者との
交流を生むのです。

子どもと大人が、共通に活動できる場で、様々な共通な話題を通して、交流
することが、青少年を社会の中で、生き活きとさせることになるのです。

3 青少年の自己実現とそれを承認する実践の場としての地域の重要性

現在では、地方都市を中心に「まちおこし」のために、多くの楽しい行事や事
業が企画され、実施されています。それらの活動が活性化している地域では、そ
の場にたくさんの青少年が加わって、アイデアを出し合い、企画の段階から地域
の住民相互が、多くの交流を行っていることが多いように思われます。

川崎市では、参加と協働による市民自治のまちづくりとして、市民が主役の市

民自治を確立するために、「川崎市自治基本条例」が、2005（平成17）年4月に施行され、市民本位のまちづくりが進められています。また、地域を活性化する施策として、様々な事業を展開しています。

ここでは、いくつかの例を挙げて、「わがまち・かわさき」をめざして、を考える際の方向性を述べることにします。

（1）「学校」・「地域」・「大学」を繋いで青少年の学力の育成を

すべての青少年は学校教育を受けています。その青少年たちの多くは、学校で先生や友人から認められたい、と考えています。従って、この希望を満足させることが、青少年が生き活きと生活するための基本的な課題であると思います。

この課題を解決するために、先ず実行しなければならないのは、教育環境の整備です。川崎市の学校の教育環境は、最近、大いに改善されています。全ての小・中学校の普通教室に、冷房設備を導入しています。さらに、川崎市の施策として、様々な支援員を配置し、児童一人ひとりの学力の向上と、学習・特別指導の支援にあたっています。

例えば、理科支援員の約3分の1が、川崎市にある大学の学生であり、それ以外の方も、川崎市在住の方たちです。その結果、指導を受ける児童・生徒の学力を向上させるだけでなく、指導する学生の研修の場にもなっています。理科支援員として活動した学生の中には、大学卒業後に川崎市が期待する教員として、生き活きと子どもの指導にあたっている者もいます。教員一人ひとりが、生き活きと指導にあたることができるということは、青少年を生き活きさせる大きな原動力になると考えられるからです。

（2）「音楽のまち」「スポーツのまち」など様々なまちづくりを通して

川崎市では、市民が、自ら暮らすまちに、いつまでも愛着と誇りがもてるように、様々な施策を提案し、事業を推進しています。

「音楽のまち かわさき」では、民間活力を最大限に活かし、市民に良質な音楽を提供しています。子どもたちにも、音楽に親しみ、豊かな感性を身に付けられるように、オーケストラの鑑賞や、地域の音楽家との交流などを推進し

ています。

「スポーツのまち かわさき」では、その取り組みの一つとして、川崎をホームタウンにした、日本のトップレベルの各種の競技チームやアスリートを「川崎市ホームタウンスポーツ推進パートナー」として認定し、川崎のイメージアップを図っています。例えば「川崎フロンターレ」と連携した様々な事業は、市民の地域への愛着や誇りを育んでいます。

また、「アートのみちづくり」としては、川崎市北部地域に芸術家や芸術に造詣の深い方が多く住んでいることや新百合ヶ丘駅周辺にたくさんのホールが集積しているところから、この文化芸術資源を活かした地域主体の総合芸術祭として「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」が2009（平成21）年から開催され、街の賑わいの創出に貢献するとともに文化芸術を活かしたまちづくりが進められています。

以上のような魅力的な取り組みが、川崎市の施策として、提案され推進されていることは、素晴らしいことです。しかし、その取り組みに青少年が加わって、アイデアを出し合い、企画の段階から、青少年と多くの市民が交流を行っている場となっているかといえば、青少年フェスティバルや子ども会議、子ども文化センターの子ども運営会議などがありますが、まだ十分であるとはいえません。

青少年が気軽に参加できるような事業や行事を企画し、その運営を若者と年配者が、共同して行えるような実践の場を提供することは、大変意義のあることです。

これらの事業や行事に、楽しみながら、継続的に参加することによって、若者たちは、自分たちの行動に自信と誇りを持つことが出来ますし、同時に市民にとっても、まちの活性化や青少年の健全育成に大きな力になるのではないのでしょうか。

そして、それらの経験が、川崎生まれに満足し、川崎を誇れる大人に成長し、次世代を担う子どもに実践の場を提供するという好循環のシステムができていくこととなります。

Ⅲ 学校と地域の連携から融合への可能性

1 青少年の将来への自立を支援するために

生涯学習の視点に立ち、またキャリア教育の立場からも、地域の人材や商店街、また企業などとの連携による職業体験学習や社会体験学習が、学校現場において、重要な位置づけとして定着しています。「職業観」「勤労の意義」を学ぶとともに、自分たちの住む「地域」の様子、人々の生活を知り、「地域」を大切にすることを育てることも、重要な要素です。

地域の人々と一緒に活動する体験を通して、たくましく成長し自信や豊かな心を身につけることができます。また、自分の存在を認めてもらうことによって、自尊感情を高め、他者理解を基にした人権感覚を育てることもなります。

職業体験学習での学びや、「技能職者に学ぶ」「かわさきマイスター」(経済労働局・技能奨励事業)などは、学習資源として盛んに活用されています。

地域の人々に、学校や青少年の意欲を理解してもらうことにより、支援や協力が求めやすくなる環境づくりも進んでいます。

2 学校・家庭・地域の連携

少子高齢化の進行や国際化・情報化の進展、急激な社会変化に伴う、青少年を取り巻く環境の変化や規範意識の低下などにより、青少年の自立をめぐる問題、家庭や地域の教育力をめぐる問題などが山積しており、学校現場だけで解決するのではなく、家庭や地域との連携・協力が必要になっています。

青少年の健全な育成のために、学校・家庭・地域が「できること」「やるべきこと」を理解し、同じ思いで連携・協力していくことが望まれます。

次代を担う子どもは、学校・家庭・地域という場面で育ちます。そして、大切に保護されて、育てられるべきものです。生活そのものが教育場面です。学校・家庭・地域は、子どもの育成に対して相互に責任があ

り、お互いが補完しあって健全な環境づくりになります。立場、環境、条件が異なろうとも、一人ひとりの子どもへの、公平でかつ温かい配慮は欠かせません。

3 臨港中学校の取り組みから学ぶもの ～地域は一つの大きな家～

臨港中学校区地域教育会議の取り組みは、地域の子どもの学校と地域、家庭が、相互理解と協力によって、育成を目指してきた実践です。まず実践することが大切であるとして、成果云々を早急に求めずに、実施されてきました。そして、本当の成果は、子どもたちが大人になり、社会に出た後も、気づかずに体内に埋め込まれているものと関係者は考えています。

体験学習は、各種の取り組みの中でも、とりわけ労力を注いできたもので、夏休み前の準備から長期にわたる日程、毎日の終了後の聞き取り作業・編集、まとめなどといったように非常に大きな行事と位置づけられています。地域教育会議の事務局長を中心に、議長以下、PTA、教職員、卒業生をはじめとした、関係者の積極的な協力、そして言うまでもありませんが、体験受け入れをしてくれた40以上の施設、機関・団体、事業所、商店などの教育実践への主体的参加が、実践を支えてくれました。

体験学習そのものは、教育実践の一つとして、いまや珍しいものではありません。しかし、そのほとんどは学校と受け入れ先との関係だけで維持、実践されているにすぎません。しかし、臨港中学校の取り組みは、地域教育会議が主体となり、受け入れ先相互の密接な連携に裏付けされています。それゆえ、御輿担ぎも盆踊り参加も、ときには神社での体験も、メニューとして具体化できます。さらに重要なことは、生徒もボランティアとして、自分の意思で参加を表明し、強制されません。生徒個人の意向を、参加・不参加を含め尊重する姿勢も特徴的です。この実践を通じた地域の連携は、学校と地域の融合の門口まで導いてくれています。

この取り組みから、次のことが考えられます。

(1) 地域教育力の再生とコーディネーターの存在

生徒たちが、地域の体験場所に入り込むことによって、眠っていた潜在的な地域の教育力が目を覚まし、地域や社会の営みを、体験的に学び、成長する場面が各方面に作り出されます。しかも、地域教育会議という、恒常的な地域組織がコーディネーターになることにより、質の高い体験活動を実現できるよう常に見直し、改善することが可能になっています。

(2) コミュニティーづくりへの貢献

地域の絆が弱体化した現代では、体験学習をきっかけとして広がってきた人間関係、つまり中学生と地域の住民や職業人との関係、そして地域教育会議を経由して開発された、大人同士の新しい関係は、多様な人的ネットワークを広げています。地域の素晴らしさを発見し、地域を大切に作る心や「おらがまち」の考えも育っています。

「7年間の地域活動ドキュメント 中学生の夏休み体験」(川崎教育文化研究所発行)に記述されている位置づけによりますと、「中学生の夏休み体験」もしくは「中学生の夏休み地域体験活動」とは、生徒が夏休みに、学区町内会のお祭りで御輿担ぎや、納涼盆踊りでのソーラン節の演技などで地域行事に参加することや、学区内を中心とした種々の事業者での職業体験、福祉施設などでのボランティア活動を行うなどの多様な体験活動の総称とされています。

また、この企画を思いついた当初は、「体験学習」がこれほどの広がりや深まりを示すとは、想像だにしませんでした。「地域教育会議に期待された『地域の教育力』」は、せいぜい学校教育を後ろで支える程度と思われていました。ところが実践の経過は、予想を超え、魅力的な出来事を次々と生み出し、想定されていた上限線を突き破ることとなりました。新しい教育力という源泉が地下から湧きあがって来たとされています。

さらに、以下のようなことも記載されています。

企画を支えた好条件として、

- ① 地域教育会議という組織の存在
- ② 落ち着いた学校生活
- ③ 学校の地域への理解

が挙げられ、「学校」と「地域」が、互いに自立した中で連携するという形も出てきたのであるとされています。

これらを踏まえ、この実践を評価しますと、よく言われるように、「荒れた学校を建て直す」のにも貢献した面が、たしかにあります。そして、それにとどまらず、現代社会の停滞を突き破る可能性を、幾つも示唆しているといえます。

例えば、若者が実社会に出たがらない、ひきこもりやニートの増加、少子化社会での子育ての困難、メディアの高度化による地域の共生意識の低下、犯罪の低年齢化など、複合的なマイナス要因が社会をおおっています。こうした状況でも、地域という場で、条件さえ揃えば、いまだきの中学生も、いまだきの大人も、重いおおいを打ち破る、素晴らしい力を発揮することができるということです。その底流には、昔も今も変わらぬ、人と他人（ひと）と共に生きることの喜びがありました。それを象徴するのが、2003（平成15）年3月、卒業生代表の「地域は、私たちにとって、ひとつの大きな家」、という言葉です。

また、認めてもらう嬉しさが、自信・成長につながっています。参加した生徒の感想では、「地域の人たちとかかわりあうのは、嫌いだったけど、お神輿を担いで、少しそういう事が好きになりました。」といったものもありました。地域の人から、「手伝ってくれてありがとう」「ご苦労さま」「また担いでくれよ」「踊ってくれてありがとう」と期待され、認めてもらえることは、生徒の自信につながっているようです。ここは自分をアピールできる場であり、学校生活で目立たなくても、体験活動では、大いに活躍する生徒がいます。大人の手を焼かせている生徒や、周りが心配するほどおとなしい生徒が、保育園で活躍した例もあるように、体験活動の場では、期待と自信が、生徒を大きく成長させることがあります。普段の学校生活では見受けられない力が、こうした機会を通

じて引き出されることも多いのです。

さらに、地域が中学生に元気を与えるだけでなく、逆に中学生が地域に元気を提供していることも、地域の方の感想に触れると分かります。

「彼らが、地域に参加してくれることで、行事に若い力がみなぎり、とても盛り上がります。地域の連帯感も高まり、私たちも元気をもらいます。」と記されています。

学校と地域が単なる連携から融合へと進展すると、社会的風評や一部の生徒の行動によって、近寄りがたい存在と見られていた中学生が、「頼もしく親しみのある存在」として認められ、「中学生」も「まち」も共に育っていくことができます。持続可能なまちづくりを考えると、中学生は、頼れる次世代として、大変期待されているといえます。

IV 学校を拠点とした地域活動の展開

1 学校と地域活動

川崎市では、地域の中の学校として、家庭や地域に働きかけ、地域教育会議や学校の施設開放・子ども会議・地域交流センター等での活動を通して青少年健全育成に取り組んできました。しかし、少子高齢社会の進展や価値観の多元化、雇用形態の変化等を背景とする、いじめや不登校、児童虐待等が増えています。これらの諸問題は、周りからは見えにくく、地域の中で発見することを難しくしています。また、学校に対しても、批判を繰り返したり、難題な要求を突きつけるなど、極端な行動・態度に出る保護者が増えています。

さらに、地域の中には、家庭の事情を背景とする不登校や非行・学力不振・問題行動も見られます。川崎市では、地域ぐるみで、青少年の非行や被害防止・青少年の健全育成のために、青少年指導員や少年補導員による、献身的な取り組みが行われています。このような活動と連携し、この子たちが、地域に適応できる居場所と、活動プログラムを用意することも考えなければなりません。国の教育再生会議の報告でも、教育格差を生じさせない取り組みの必要性を訴えています。ボランティアの協力を得て「土曜スクール」等で補習を行うことや、放課後の時間を活用して、子どもが安全で健やかに勉強やスポーツや文化活動を、地域住民との交流を図りながら取り組む体制づくり、そしてそれらの活動を支えるボランティアの発掘と育成が急務といえます。

身近な地域において、子どもや高齢者、障害のある人など、誰もが気軽に集い、交流を深めることも大切です。例えば「うどん打ち、正月料理づくり、読み聞かせ、学習指導、体験活動」等、子どもと保護者が興味や関心をもち、安全で楽しく過ごせるための仕掛けを用意するとともに、子どもを含めた地域住民も、企画・運営に参加することも重要です。

また、今回の東日本大震災から学ぶものが多くあります。安全・安心については、「自分の命は自分で守る」ことが基本で、釜石東中学校の実践した「津波てんでんこ」は、普段から小学校と中学校が連携し、地

域と共に避難訓練を行う等の地道な取り組みが、今回の災害から子どもたちの命を救いました。防災や防犯も含めた安全・安心について、学校と地域が共に自己点検し、経験を共有して具体的な行動計画を作成するなど、学校・家庭・地域が普段からの防災訓練や取り組みを行う必要性を感じました。そして、こうした危機管理意識の醸成（自助）や、そうした状況下での助け合いの精神（共助）を学ぶことが、学校と地域を、より強固につなぐこととなります。

2 学校と地域の融合にむけた課題

情報化・グローバル化した社会の中で、地域住民の学習に対するニーズも、多様化・高度化してきています。現在、学校では、自ら学ぶ意欲や自分で考え・判断し・行動する力を身につけ、生涯にわたって学習を続けるための、意欲と能力を培う教育が進められています。子どもたちの生活は、学校ばかりでなく、家庭や地域でのすべての生活から成り立っています。この意味からも、生涯学習の観点にたった取り組みが必要です。

地域に根ざした学校を考えると、学校が抱えている問題や置かれている状況を、地域の人々に情報として提供し、理解を促し、地域の多様な教育力を、学校教育の中に生かすことが大切です。一方で、地域住民のために学校施設を開放し、学習の機会を提供するなど、地域に貢献することで、学校と地域の連携も一層深まります。

これまで、学校と地域がそれぞれの役割を分担し、「学校と地域の連携」を進めながら、子どもの指導にあたってきました。これからは、さらに一歩前進させて、学校と家庭・地域が対等な立場で、子どもたちの学習活動や体験活動を一体となって協働する「学校と地域の融合」をベースとして、事業を展開することが望まれます。

登戸小学校では、学校と地域のお年寄りが連携して、子どもの登下校の安全指導と見守り活動が進められています。あいさつや声かけ運動の中から、お互いのコミュニケーションが生まれ、学校や地域の行事に、共に参加・協力する等、すばらしい成果があがっています。地域ぐるみ

で学校を支援し、子どもたちを健やかに育む活動を推進することが求められています。

中学校区に概ね一つある「こども文化センター」の役割も重要です。現在、乳幼児の子育て支援、遊びを中心とした小学生への居場所づくり、中学生・高校生の主体的な活動の支援、特別な支援が必要な障害児への交流の場づくり等、様々な活動が行われ、成果をあげています。

しかし、子どもが気軽に立ち寄り、心を癒し育つ居場所、利用者の興味・関心をひく遊びやイベント、同年齢や異年齢の者との仲間づくりの事業、そして安心して相談にのってくれる職員・大人の存在、行事等を計画し実行してくれるリーダーの存在等を考えると、それら全てを満たしているとはいえない状況にあります。こども文化センターを活性化するために、「子ども運営委員会」を設置し、子どもたちのニーズを上手に取り上げ、活動しているところもあります。中高生世代の興味や関心をひく事業を展開し、その中でジュニアボランティアとして小学生に働きかけるリーダーを育成し、働きかけられた小学生が、将来ジュニアボランティアとして活躍する、そういった持続可能な仕組みづくりも必要です。

地域教育会議は、地域での生涯学習の振興や地域教育力の向上をその目的とし、地域で子どもの成長を見守り、地域内での体験活動や人材交流の機会を増やすことで、地域おこしやまちおこしにつながっています。このことを踏まえ、こども文化センターの運営協議会に、学校・地域教育会議の関係者が参加している施設もありますが、学校と地域との融合に向けた体制づくりを、検討する必要があります。現在では、指定管理者制度によって指定を受けたものによる運営がなされていますが、学校や地域に密着したこども文化センターを考えると、指定管理者制度における運営のあり方等についても検討する必要があります。

3 地域の教育力の向上に向けて

地域には、年齢や職業、活動などの面で、多様な人たちがいます。地域住民にとって身近な学習施設のある学校は、地域における学習活動の

場として、また、地域づくりの拠点としての役割が求められます。学校が、地域交流の拠点として機能すれば、地域コミュニティの形成が促進されます。このような地域に根ざした学校づくりに向け、地域の教育問題について、保護者や地域住民と直接話し合うための仕組みづくりや、保護者や地域住民を講師やボランティアとして生かすなど、地域が一体となって教育を支えていく環境づくりが必要です。

川崎市では、平成18年度から、コミュニティ・スクールの取り組みを進めています。現在では、8校の学校をコミュニティ・スクールとして指定し、地域の様々な意見を的確に反映させ、地域に開かれ信頼される学校づくりのため、学校運営協議会を設置しています。保護者や地域の方々が学校運営に参画することにより、地域の様々なニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、より良い教育の実現に取り組んでいます。

上丸子小学校では、現在、学習支援、子どもの安全・安心、クリーン&グリーン、エコ&ベルマーク、地域連携の5つのサポートチームをつくり、活動しています。多摩川について、長期にわたり水質調査・生き物探し等の環境学習を、地域の支援を受けながら、推進してきました。また、教科学習でも、学習支援ティーチャーとして、保護者や地域住民が教室にいることが当たり前となっています。このような活動を通して、これまで見えてこなかった教員の授業の意図や、指導の工夫が理解でき、学校に対する地域の信頼が深まりました。教員も、子どもの反応をきめ細かく把握でき、以前より意見交換や議論を中心とした授業づくりが、できるようになった等、学校と地域のコミュニティづくりが、学校現場に与えている影響も非常に大きいものがあります。

近年、育児に不安を感じ、しつけや家庭での子育てに悩んでいる保護者が、多い状況にあります。地域の中に、気軽に顔を出し、お互いに遠慮なくおしゃべりができる広場を用意し、地域の中で子育て仲間を作り、地域の子どもたちにも、子育ての体験をさせる等の工夫も必要でしょう。地域の大人や青少年が、子どもたちに分け隔てなく、あいさつなどの声をかけ、子どもの成長を、地域ぐるみで喜び見守る雰囲気づくりも大切

です。不登校・ひきこもり・ニート・障害のある子ども、その保護者に対する支援等、さらには、非行からの立ち直りのための方策を学校と地域によるコミュニティづくりの観点から考えていく必要があります。

小学校を中心とした地域密着型の活動と、中学校区にあるこども文化センター、NPO団体等が学校を離れたところでの子どもの居場所を確保し、地域と協働で、学習支援や体験活動を実施していくことが、地域の教育力の向上につながります。

V 地域活動の広がり と 統合

1 スポーツを媒介とする異年齢交流

この章では、NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF（以下SELFという）が、当初の取り組みから、どのように地域活動を展開し、積極的に行うに至ったか、その沿革を中心に述べます。

SELFのクラブハウスがある高津中学校区は、先祖代々地域に暮らしている人々に加え、高層マンション等に住む新しい地域住民も増え、年齢層も幼児から高齢者まで、様々な人たちが暮らしている地域です。

SELFは、地域の人たちが「自分自身＝SELF」で運営していくという思いを込めてつけられた愛称であり、さまざまな事業展開を行う地域のコミュニティクラブです。その歴史は、2003（平成15）年に学校、保護者、地域が連携したコミュニティとして、設立準備委員会を結成し、活動の拠点ともなる特別活動室が高津中学校に設置され、プレ事業も開始されたことから始まります。

その後は、高津中学校の体育館や格技室などの学校施設を利用し、スポーツを中心とした事業を展開する一方で、2004（平成16）年度からは「高津中学校と久本小学校の学校施設有効活用委員会事業」を受託しました。また、NPO法人として2006（平成18）年3月に認可され、その組織も、名実ともに確立され、併せて4月からは、川崎市高津スポーツセンターの指定管理者となり、地域のコミュニティに欠かせない存在となりました。

SELFは、スポーツクラブですが、卓球やバドミントン等のポピュラーなスポーツの種目から、フラダンス&ウクレレ、3B体操、ブレイクダンス教室、ヨガ&ピラティス、2・3歳児とその保護者を対象とした親子体操教室まで、青少年対象の事業を含め、男女を問わず、子どもから高齢者まで楽しめる種目を設定し、事業展開を行っています。このクラブにとって重要なことは、老若男女が、個人としてそれぞれの種目に参加しますが、その種目の指導者は多岐にわたっていて、それぞれ実績と専門性を生かし、指導者と受講者、受講者同士が世代を超えて交流

していることです。

前述したように、高津中学校区は、いわゆるライフスタイルも異なるマンションなどに住む若い新住民と、長年この土地に住み生活する人々と、上手に融合している地域ですが、このクラブの設立者は、元々この中学校区のPTA役員や体育指導委員（現：スポーツ推進委員）であった者を中心としています。そして、元役員たちの異年齢者による運営が、このクラブの活性化につながっています。この地域に生まれ、この地域で育った住民と新住民とが学校という媒体を通して、異年齢交流を実現し、皆でしっかりとしたクラブとしてのコンセプトに基づいた運営方針に集い、地域コミュニティの充実を目指しています。

SELFのコミュニティづくりは、スポーツを、分かりやすい手段としてとらえ、たまたま国の施策である総合型地域スポーツクラブ構想をもとに、クラブづくりが始まりましたが、そのコンセプトは「まちづくり・人づくり・仲間づくり・健康づくり」です。そこには、昨今の子どもたちの現状を捉え、安全で安心な遊び場づくりを目的とした子育てが原点にあり、学校、地域、保護者、子どもとのパイプになるまちづくりを目指しているのです。

2 スポーツを通じた地域の大人との一体感と経営

SELFは、「地域のコミュニティ」を第一としてとらえ、老若男女が気軽に集まり、楽しめるスポーツを中心として、事業展開していることにその意義があります。SELFには、2・3歳から95歳の人が集まっていますが、主に小・中学生と高齢者が中心となって活動しています。さらに、地域の老人会とも、SELFがコーディネーターとして関わり、異年齢との交流の機会を積極的に広めています。

今日の多様な価値観の進展により、個人ライフとそのニーズは、地域のスポーツ、文化芸術の組織をマネジメントする人材の育成を求めています。また、これまでは、スポーツも、ボランティアを中心とした活動の展開がなされていましたが、後継者の問題等により持続可能性が課題となっています。指導者がきちんとマネジメントの能力を持った組

織人として育ち、またその参加者の中から、運営に携わる者が出てくるような仕組みがないと、継続した未来につながりません。

S E L Fは、従来の、学校の校庭でそれぞれがチームを作り、行っている少年野球やサッカー等のボランティア指導とは別に、S E L Fの会員として、青少年に野球やサッカー活動の機会を設けています。そこには、ボランティアではない、会員をきちんとコーディネートできる指導者がいます。マネージャーを作り、育て、給料を払うといったいわゆる経営を行っています。この「経営感覚」は、これまでの地域のコミュニティに無かったことです。会社の経営と同様に、目的・規模に合わせて、予算管理、人事管理、運営戦略等、マネージメントをしっかりと立てることはもちろん必要ですが、何よりも大事なことは、組織として、人も、施設も、経営も、継続性を大切にしていることです。そこには、将来への組織継続のカギとなる若者の参加が可能になってくるのです。あわせて、地域のコミュニティをマネージメントする中で、地域のボランティアとS E L Fのスタッフが混在するので、今後も、さらなる参加者の理解と協力が求められるものと思われま

す。今後、他の地域のコミュニティも、その規模の相違はありますが、地域からも参加者からも信頼される組織として、しっかりとした経営感覚が求められるのではないのでしょうか。

3 世代の構成とマネージメントの必要性

S E L Fも、立ち上げてから10年を迎えようとしています。高校生や大学生や30歳代の社会人の会員が少ない状況です。現在、会員の大半を占める小・中学生が、その年齢となり、S E L Fを担い、指導者や広報、事務等の主要スタッフになった時に、さらなる飛躍が見込まれます。

近年の青少年や、その青少年を育てる年代の親たちには、昔からの子ども会や町内会への積極的な参加が、少ないと思われています。また、これまでの老人クラブや町内会、婦人会などは、従来からの活動が中心であり、新しい住民や若者が興味をもちそうなプログラムや、地域の他

の団体との連携の事例も少なかったように思われます。これからは、多様な活動を展開するとともに、お互いの連携を図り、地域のコーディネーターとして、SELFのような組織がますます必要になってきます。

今後も、単なるボランティアとは異なり、SELFのようにしっかりとしたコンセプトに基づき、一般の会社と同様の経営感覚を持った、地域コーディネーターの役割を果たす、組織の立ち上げや育成がますます望まれるのではないのでしょうか。

4 地域におけるネットワークの構築

高津区では、35の各種のスポーツ団体が「たかつスポーツねっと」を立ち上げ、SELFが中心となって、広報と活動の協力を行っています。また、地域の課題は、地域全体の課題であるとして、1団体だけで解決できないと理解されています。したがって、スポーツ関係の団体だけでなく、地域で活動している諸団体にも、ネットワークへの参加を呼びかけ、地域のイベントや祭り、防災といった様々な場面での連携した活動を、地域で担っていくとの認識を持っています。さらには、老人クラブや町内会など、古くから地域に組織されている諸団体にも、ネットワークへの参加を促し、幅広い地域コミュニティの活性化と連携の強化を目指しています。もともと、これらの団体は女性や若い世代の参加が少ないと思われますので、こうした取組の推進が、異年齢交流を活発にし、相互によい影響を与えます。

今後、このネットワークは、SELFの組織の活動として、そして、高津スポーツセンターの自主事業として、ホームページを活用し、地域のイベントや指導者の紹介などの情報を、高津区役所と連携して、実施していく予定ときいており、諸団体とのさらなる連携が進んでいくものと思われます。

5 学校・家庭・地域と行政とのパートナーシップについて

SELFは、この章の最初に述べたように、学校関係者、体育指導委員（現：スポーツ推進委員）、青少年指導員、町内会等地域の方々が「地

域のコミュニティ」として設立したものです。設立当時に比べ、高津スポーツセンターの指定管理者となり、久本小学校、高津中学校の学校管理を川崎市から受託するなど、クラブの活動地域内の諸施設の管理者にもなっています。こうして、ますます地域との接点も多くなり、また、活動の拠点ともなっている高津中学校の学校施設管理を受託することによって、学校とも連携がしやすくなるとともに、他の学校に比べて教員の学校施設管理上の負担が少なくなり、学校現場からも歓迎されています。実際に、地元在住の元PTA等の学校に対する理解者が、学校施設を管理することにより、公共施設としての学校施設の利用の幅が広がり、有効性も向上しました。設立関係者の多くは、元PTA役員であり、小さいころから校区内の子どもたちを知っており、これらの人材が学校に出入りすることで、地域が子どもたちを見守り、日常の変化にも気づくようになり、不審者などへの危機管理なども、地域として可能になるなどの好循環もうまれています。

そして、学校施設有効活用なども含め、地域の人々が、地域の有形・無形の財産を守ることが、義務であり、責任であるという意識を持って、組織づくりを目指していることもあり、スポーツを中心としたSELFは、地域のコミュニティとして、会員も3,250名を超え、年間運営費も2億円を計上する、全国約3,200の総合型地域スポーツクラブの中でも、有数のクラブに育ちました。

今日では、地域と行政との関係において、協働が求められており、地域が行政に依存するのではなく、行政とともに積極的に地域の課題を共有し、その解決に参加することが求められています。

そのためには、SELFのように、地域でしっかりとした組織を作り、行政と対等な立場で、パートナーシップを持つことが大事です。全国的にも、行政とのパートナーシップが上手くいっている総合型地域スポーツクラブは、地域で大変活躍しているクラブとなっていると聞いています。

今後も、こうした持続可能性の高い組織が地域に根付き、行政との間が単なる支援－援助の関係としてではなく、自立した良好なパートナー

として活動し、地域の中で、青少年が生き生きと活動できる場を提供する
ようなシステムが求められるのです。

Ⅵ 「かわさき育ち」を誇れるために

1 地域に愛着が持てない背景

自分の住む地域に愛着を持つと言うことは、共同体に対して日常生活の上で、好感度を持った「共同感情」が生じることが前提になります。

こうした高感度の「共同感情」を共有する条件としては、自然の立地条件、経済環境、文化環境、そして何よりも、人間関係等、つなぎ合う連帯の感情が大きく影響するとされています。

しかし、情報、経済ともに成熟した現代社会では、その地に定住する「常民」に対して、「寓民」と言われるその地に一時的に住む住民、また、「遊民」と言われるレジャー中心の客、あるいは「動民」といわれる車等での移動客など、住民層が多様化し、流動的になっています。

こうした人間関係の面で、その地域とのより好ましい関係が保たれるには、従来からの血縁、地縁の関係だけに頼らず、個人の意思や経済的条件等を考慮した、職業などの「選べる関係」である「社縁」が重視されます。つまり、この選択的な関係を無視しては、個人と地域との関係は、考えにくい時代に入ったと考えられます。それは従来からあった自然発生的な「共同感情」ではなく、個人の意思とニーズに沿った、創りだされる「共同感情」、それをつなぎとする、地域との新しい関係が求められるということです。

2 地域に増える「選択縁」と生きがい

血縁、地縁、社縁等、従来からの代表的紐帯とは別に、さらにいま、第4のカテゴリーとして、「選択縁」がクローズアップされてきました。

例えば、前述されている「SELF」のような、地域の中に設営されたユニット事業等への住民参加であります。これらのユニット事業は、各種のネットワークを通じ、構成された活動内容で、拘束性を持たない個人の自由な「選べる関係」の選択から成り立っています。

会員は高齢者、成人、青少年等、老若男女を問わず参加でき、選択メニューも多く、個人のニーズに沿った活動を展開することができます。

まさに「個人対象のライフスタイルの活動」で、生涯学習社会の特色を持った活動と言えます。

こうした「個人対象のライフスタイルの活動」の進展した現代では、大人が「子どもを育てる」概念から、「大人も子どもも共に育つ」新しい概念への転換が必要なのではないでしょうか。

同時に、最近、地域をあげて行われる各種の「祭り」や「イベント」も、この「選択縁」の一つと言えます。

青少年にとって、自己のニーズによる参加を通して、体育的、文化的にも充足した成果を抱き、さらに会員相互の「繋ぎ」の関係から「共同性」の体験強化を経て、やがて個人にとって当初の「選べる関係」が、文化、スポーツといった共通の関心事を通じた、世代を超えたコミュニケーションの活性化により、「地域との一体型の関係」にまで高められてきたとき、そこに自ずと「かわさき育ちを誇れる」青少年が生まれる素地を創ることができるのではないのでしょうか。つまりそれが、郷土に対する「愛着」なのであります。

3 地域を「やど」から「すみか」に変えるために

青少年にとって、地域の持つ文化的環境は、その成長過程においても、きわめて大きな影響力を持っています。川崎市は近年、「音楽のまちづくり」や「芸術のまちづくり」として、演劇、映画、芸能にも、特色のある施設やイベントにも力を注いできました。このため、市外からの若者が、川崎に来ることも多くなってきました。また、スポーツ振興にも力を入れ、川崎フロンターレに代表されるような、若者の血を沸かせるスポーツの拠点づくりにも成果をあげています。こうした行政施策との相乗効果を面として川崎の魅力とするならば、一方に点として、その住む地域性の中での多様なニーズにそった参加型、活動型の文化環境が若者に求められます。それは先に述べた「選択縁」も一つで、地域の中に創られた「個人対象のライフスタイルの活動」に、地域の青少年育成の課題を統合し、展開していく青少年事業であります。

この具体的な地域市民一体の中の活動、例えば、スポーツ、文化芸術・

芸能等、その他、福祉等の実践の中で、若者は人と人、人と地域、地域の歴史的課題など、コミュニティの有形・無形の資源に触れ、未来志向に富んだ市民感情を共感できる市民に、育つことができます。それは地域を、単に一時の「やど」としての関係から、川崎市民としての課題に包まれた「すみか」の関係に変えることでもあります。

しかし、この大人も子どもも共に育つ、地域活動を一丸とした「ユニット型事業」を企画、構成、統合、展開するためには、高度のコーディネーターとしての力量が求められます。

4 地域に根ざす青少年承認の場の創設とコーディネーターの役割

青少年が地域との関係を、無関心から関心に惹きつける触発効果を高めるためには、学校とこども文化センターの役割は、極めて大きいといわざるをえません。

中でも学校は、地域に住む青少年の眼を、直接地域に向けさせる「啓発」の役割を担っています。それは、地域の団体活動やこども文化センターの指導者との「技能の交換」等を通じ、さらに効果を高めることができます。

例えば、前述された臨港中学校の例など、新しい時代に向けてのキャリア教育を、地域の商工業界の協力を受け、実際に生徒を職場に参加させ、より教育効果を高めている事例もあります。

また、学校を地域に具体的に「開放」することで、新しい地域コミュニティの基地としての役割を担った上丸子小学校の例もあります。

これらの活動は地域の青少年を、具体的実践の中で、地域住民が「未来の資源」として受け入れ、人格的にも承認することです。一方、青少年にとっては、地域を明確に対象化することで「学習」し、地域アイデンティティとしての共生、共同の具体的体験化を図ることでもあります。

こうした地域に根ざす青少年承認の場、つまり具体的なニーズに沿った活動の場を、公設、私設を問わず統合し、地域の青少年はもとより、前述した「個人対象のライフスタイルの活動」として一般居住者すべてに、可視的に公開し、運営にまで高める役割を果たすのが、「青少年育

成地域コーディネーター」であります。

「地区をブロックに分け、専門的なコーディネーターを配置する方法が考えられる。」すでにこのことは、前期25回の意見具申「自主、自立の青少年活動を促すための支援のあり方」でも提言されています。

したがって、地域の特性と市民のニーズに対応しながら、異なる分野、領域、機関、団体などとも連携と交流を図り、実践活動を総合的に運営できる「コーディネーターとしての人材の育成とその運営システムの構築」が、青少年の郷土かわさきへの「共同感情」の育成にとって、緊喫の課題と位置づけられるのです。

VII 経緯と提言－おわりにかえて

1 協議の経緯

第20期以降の川崎市青少年問題協議会の協議題・意見具申は、次に示すとおり、①「川崎市青少年プラン」の推進全般に関する中・長期的提言であったり、②小学生の利用が多い「こども文化センター」を中学生以上の青少年層が利用できるようにするための具体的方策に関する提言でありました。

第20期： 共に生き共に育つ^{まち}川崎をめざして
－川崎市青少年プランの策定にあたって－

第21期： 川崎市青少年プランの推進

第22期： 地域コミュニティにおける青少年活動の推進とこども文化センターのあり方

第23期： 青少年活動の現状と課題
－集団作りとリーダーのあり方－

第24期： 新・川崎市青少年プランの策定に向けて

第25期： 自主・自立の青少年活動を促すための支援のあり方
－こども文化センターの実績の評価を踏まえた新たな取組み－

第25期の協議においては、市内各地に設置されているこども文化センターの地域的特性や地域教育会議との繋がりに関わらせて検討された際に、中学生以上の青少年層が主となって活動できる取り組みや仕掛け作りが焦点とされました。さらには、「若者」の就労や社会参加（あわせて、ニート、ひきこもりについても）に関する論議にも着手されましたが、まとめきれるところまでには至りませんでした。

今期においては、第25期で着手されていた後者の課題に関わって、若者と地域の繋がりや協働への取り組み、大人や社会あるいは地域からの仕掛け作りの必要性についての論議から始まりました。そして、まち

づくりには、①青少年が主体的に関われる条件の整備が欠かせないこと、②地域に根ざした取り組みを通して青少年の自立を支援し、促すことが有効であることが考察され、その仕組みを作り出す方策についてへと論議が展開していきました。

調査・検討した資料や対象は、「子ども・若者育成支援推進法」に沿った川崎市の諸施策（「かわさき若者サポートステーション」「キャリアサポートかわさき」等）、「川崎市青少年意識調査報告書（平成22年9月実施）」や国・地方公共団体や民間機関による諸調査報告書でした。また、学校教育におけるキャリア教育の現状、こども支援室やこども文化センターや子ども夢パークなど福祉領域における支援の現状、地域・市民の諸活動やかわさきの芸能スポーツ活動や地域スポーツクラブの現状等々と多岐にわたりました。

その結果、ニート、ひきこもりに限定しない、思春期や青少年全般に関わる支援へと論議が深まるに伴って、自立を求めるこどもや若者を支援するあり方に焦点が当てられました。その結果、「かわさき育ち」を誇れるために、『「わがまち・かわさき」をめざす青少年育成活動の現状と課題』という協議題が設定されることになりました。

2 地域・公教育・企業・行政を巻き込んだまちづくり

これまでの章で報告されていますように、青少年は、地域の集まりや活動に参加すれば、人間関係の形成と維持、コミュニケーションする力を自ら習得し高めるだけでなく、地域に参加できないでいる仲間を手助けしていく姿勢を学び習得していきます。

しかし、それが自然発生的にはなされにくい近年の社会状況下では、青少年の存在と行動を理解し指導する地域の大人などの人的支援による体系的な仕組みが存在する必要があります。この点に関しては、青少年とともに活動している組織・団体には経営感覚をも身に付けている人材が存在していることを、これまでの章で取り上げられている諸事例が教えてくれています。

川崎のまちづくりの現状は、祭りや地域行事で示されるように、川崎

市内においても特徴と差違とがあります。この地域的特性を存続させつつ、青少年と大人とが共に育つことを目標として、「育成プラン（やど）」から「協働プラン（すみか）」へと視点を移した策定目標が必要となります。その目標を達成するためには、地域に生活する大人たちが互いの顔が見える関係を基盤として、川崎に住み、あるいは、勤務して良かったという気持ちを自覚することが第一義と考えられます。換言すれば、青少年に関わる全ての大人の心意気の如何であろうと思われまます。

いっぽう、阪神・淡路大震災や東日本大震災を契機として、ボランティア活動をする人が増え、また、若者の就労意識や規範意識の向上、家族や仲間との連帯意識が変化しつつあるとの報告もあります。しかし、個別化から脱して連帯感をもって地域を愛する、誇りをもって地域活動に取り組み、繋ぐ心や気持ちを継続しつづけるのは、青少年には難しいことでもあります。そこで、青少年が住んでいる地域に好感度を持ち、自らが参加してまちづくりに積極的になるように育成するためには、学校教育や生涯学習をはじめとする社会的・行政施策的体系が、地域・企業をも巻き込んで取り組めるように整備されている必要があると考えられました。

3 青少年育成地域コーディネーターの創発

川崎には、地域活動のための人材が豊富に存在しています。しかし、その人々が青少年とともに地域活動するための知識や技法を習得する場が無かったり、あるいは、実感のある活動の場を求めていながらも実現できていなかったりもしています。

こうした課題を解決するためには、「青少年育成地域コーディネーター制度（仮称）」を立ち上げ、養成・育成し認証するとともに、活躍の場を開拓する制度を新たに設計する必要があります。

例えば、公益財団法人「かわさき市民活動センター」や公益財団法人「川崎市生涯学習財団」などの川崎市内の地域活動団体、あるいは近隣地域にある大学・短大・専門学校等において、「青少年育成地域コーディネーター養成・育成事業」を研究し実施するための包括的連携・締結、

あるいは委託する等の新たな方策が必要となります。その事業では、近年の青少年の意識と行動の動向を把握し理解する理論と方法、芸能・スポーツ論から地域認識に関するまでの理論の学習、地域に根ざした活動を展開する技法、行政等との折衝のための組織作りと事業展開や組織運営に関する専門知識と実習体験等が体系的に教育されます。

川崎市としては、包括的連携あるいは委託することができる団体や事業体を見いだすとともに、人材を募集し認証するだけでなく活動する場を確保する制度を検討することが期待されるでしょう。例えば、地域に開かれた学校づくりをめざして設置されている学校運営協議会（コミュニティ・スクール）において、青少年育成地域コーディネーターを活用する方策が開発されれば中心的役割を果たすことになるでしょう。さらには、青少年教育や社会教育施設への指定管理者制度のあり方も検討されるのであれば、青少年健全育成の専門家としての青少年育成地域コーディネーターの活躍する場は格段と増えることとなります。

以上をもちまして、第26期川崎市青少年問題協議会の報告・提言を終わります。地域の青少年と大人が共に生き共に育つ「わがまち・かわさき」を実現し、青少年が地域への愛着を育みつつ、自主的に生き活きと活動していくことを、深く願います。

資 料

平成24年度 川崎市青少年事業の概要

施策の柱	
1 青少年の権利の推進	
	担当局課
1 子どもの権利条例の推進	
川崎市子どもの権利委員会	市民・こども局人権・男女共同参画室
かわさき子どもの権利の日事業	市民・こども局人権・男女共同参画室
「こどもページ」の充実	市民・こども局人権・男女共同参画室
川崎市青少年問題協議会	市民・こども局こども本部青少年育成課
青少年の意識調査	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市児童福祉審議会	市民・こども局こども本部こども福祉課
人権尊重教育の推進	教育委員会事務局人権・共生教育担当
子どもの権利学習の推進	教育委員会事務局人権・共生教育担当
多文化共生教育の推進	教育委員会事務局人権・共生教育担当
いのち、こころの教育の推進	教育委員会事務局指導課
子ども会議の充実	教育委員会事務局生涯学習推進課
2 相談・救済機能の充実	
女性のための総合相談	市民・こども局人権男女共同参画室（男女共同参画センター）
総合相談関連セミナーの充実	市民・こども局人権男女共同参画室（男女共同参画センター）
自助グループへの支援	市民・こども局人権男女共同参画室（男女共同参画センター）
思春期保健相談	市民・こども局こども本部こども家庭課・こども家庭センター 各区保健福祉サービス課
こども相談窓口	各区こども支援室
家庭児童相談	市民・こども局こども本部こども福祉課 各区こども支援室（幸区除く）・幸区保健福祉サービス課 大師・田島地区健康福祉ステーション
こども教育相談	市民・こども局こども本部こども福祉課 各区こども支援室 大師・田島地区健康福祉ステーション
児童・青少年電話相談	市民・こども局こども本部こども家庭センター（中央児童相談所）
子どもの虐待相談	市民・こども局こども本部こども家庭センター（中央児童相談所） 中部児童相談所・北部児童相談所
キャリアサポートかわさき	経済労働局労働雇用部
かわさき若者サポートステーション	経済労働局労働雇用部
ひきこもり・思春期相談	健康福祉局精神保健福祉センター
宮前区子ども包括支援事業	宮前区役所こども支援室
インターネット問題相談窓口	教育委員会事務局教育改革推進担当
不登校児童・生徒等に対する相談・支援の充実	教育委員会事務局教育改革推進担当・総合教育センター
海外帰国・外国人児童生徒の就学支援・相談体制の充実	教育委員会事務局・総合教育センター
教育相談事業	教育委員会事務局総合教育センター
子どもの権利の侵害の相談	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
川崎区思春期問題対策事業	川崎区役所こども支援室
3 支援を必要とする子どもの支援策の充実	
児童扶養手当事業	市民・こども局こども本部こども家庭課
特別児童扶養手当事業	市民・こども局こども本部こども家庭課
災害遺児等福祉手当事業	市民・こども局こども本部こども家庭課
小児特定疾患医療等給付事業	市民・こども局こども本部こども家庭課
ひとり親家庭等医療費助成事業	市民・こども局こども本部こども家庭課
小児ぜん息患者医療費支給事業	市民・こども局こども本部こども家庭課

自立支援医療費（育成医療）の給付	市民・こども局こども本部こども家庭課
発達障害者支援センター運営事業	市民・こども局こども本部こども福祉課
母子家庭等自立支援事業	市民・こども局こども本部こども福祉課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	市民・こども局こども本部こども福祉課
児童福祉施設等の入所児童の処遇改善及び退所後の支援	市民・こども局こども本部こども福祉課
児童ファミリーグループホームの運営	市民・こども局こども本部こども福祉課
母子生活支援施設の運営	市民・こども局こども本部こども福祉課
里親制度の推進	市民・こども局こども本部こども福祉課
障害児施設入所児童の処遇向上	市民・こども局こども本部こども福祉課
障害児タイムケア事業	市民・こども局こども本部こども福祉課
要保護児童に関する相談	市民・こども局こども本部こども家庭センター（中央児童相談所） 中部児童相談所・北部児童相談所
子どもの虐待相談（再掲）	市民・こども局こども本部こども家庭センター（中央児童相談所） 中部児童相談所・北部児童相談所
地域療育センターの運営	市民・こども局こども本部南部・北部地域療育センター
しいのき学園の運営	市民・こども局こども本部しいのき学園
障害児福祉手当	健康福祉局障害福祉課
川崎市思春期問題対策事業（再掲）	川崎市役所こども支援室
川崎市通訳及び翻訳バンク事業	川崎市役所こども支援室
川崎市発達障害児支援事業	川崎市役所こども支援室・保健福祉サービス課
幸区発達障害児支援事業	幸区役所こども支援室
中原区子どもの発達支援事業	中原区役所こども支援室・保健福祉サービス課
宮前区子ども包括支援事業（再掲）	宮前区役所こども支援室
多摩区発達障害児支援事業	多摩区役所こども支援室・保健福祉サービス課
麻生区外国籍等子ども学習支援事業	麻生区役所こども支援室
小・中・高等学校における特別支援教育の推進	教育委員会事務局指導課・総合教育センター
特別支援学校における機能拡充と特色ある学校づくり	教育委員会事務局指導課・総合教育センター
ゆうゆう広場（適応指導教室）	教育委員会事務局総合教育センター
障害者社会参加活動の支援	教育委員会事務局生涯学習推進課
子どもの権利の侵害の相談（再掲）	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
4 情報提供・意見表明の促進	
「こどもページ」の充実（再掲）	市民・こども局人権・男女共同参画室
子育てガイドブック作成事業	市民・こども局こども本部子育て支援課
かわさき区こども支援総合ページ更新事業	川崎市役所こども支援室
川崎市こども情報発信事業	川崎市役所こども支援室
幸区おこさまっぷさいわい発行事業	幸区役所こども支援室・保健福祉サービス課
こども情報ネットさいわい発行事業	幸区役所こども支援室
中原区子育て情報ホームページ「中原区子育て情報ガイドこのゆびと～まれ！」の更新・管理	中原区役所こども支援室
中原区子育て情報ガイドブック「このゆびと～まれ！」の作成配布	中原区役所こども支援室
中原区子育て情報紙「このゆびと～まれ！」の作成配布	中原区役所こども支援室
中原区情報誌「中原区子育てエンジョイ in なかはら」の作成配布	中原区役所こども支援室
高津区子育て情報発信事業	高津区役所こども支援室
高津区子育て情報紙発行事業	高津区役所こども支援室
宮前区子育て情報発信事業	宮前区役所こども支援室・保健福祉サービス課
多摩区子育て情報ガイドブック作成事業	多摩区役所こども支援室
多摩区子育て情報発信事業	多摩区役所こども支援室
麻生区子育て関連情報誌等発行事業	麻生区役所こども支援室
麻生区こども情報発信事業	麻生区役所こども支援室
こども情報コーナー運営事業	麻生区役所こども支援室
人権オンブズパーソン子ども相談カード等作成・配付	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当

2 青少年の社会参加の推進及び自立への支援

1 社会参加機会の充実

夏期インターンシップ事業の実施	市民・子ども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
長期インターンシップの実施	市民・子ども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
高校生の職場体験（ジョブシャドウイングの受入）	市民・子ども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
子ども文化センター	市民・子ども局子ども本部青少年育成課・各区子ども支援室
わくわくプラザ	市民・子ども局子ども本部青少年育成課・各区子ども支援室
子ども夢パーク	市民・子ども局子ども本部青少年育成課
黒川青少年野外活動センター	市民・子ども局子ども本部青少年育成課
八ヶ岳少年自然の家	市民・子ども局子ども本部青少年育成課
青少年の家	市民・子ども局子ども本部青少年育成課
青少年フェスティバル	市民・子ども局子ども本部青少年育成課
青少年国際交流事業	市民・子ども局子ども本部青少年育成課
成人の日を祝うつどい	市民・子ども局子ども本部青少年育成課
環境教育・環境学習事業に関する情報提供	環境局環境調整課
ものづくりの魅力を伝えるサイト作成事業	経済労働局工業振興課
ものづくり体験教室	経済労働局工業振興課
エコ学習	経済労働局国際経済推進室
中学生職場体験研修	建設緑政局夢見ヶ崎動物公園
高校生インターンシップ	建設緑政局夢見ヶ崎動物公園
専門学校、大学生職業実習	建設緑政局夢見ヶ崎動物公園
さいわいものづくり体験事業	幸区役所地域振興課
花と緑のさいわい事業	幸区役所地域振興課
みやまえ映像コンクール支援事業	宮前区役所地域振興課
あさおわくわくウォーク	麻生区役所地域振興課
少年消防クラブ	消防局予防課・各消防署
みんなが消防士	消防局予防課・各消防署
地域防災スクール	消防局予防課・各消防署
中学校生徒会役員選挙協力事業	選挙管理委員会事務局
ハイスクール等出前講座	選挙管理委員会事務局
川崎区思春期問題対策事業（再掲）	川崎区役所子ども支援室

2 自主的活動の支援

友好自治体交流会	総務局国際施策調整室
男女平等教育参考資料の発行	市民・子ども局人権・男女共同参画室
子ども相撲大会	市民・子ども局市民スポーツ室
市長杯争奪選抜サッカー大会	市民・子ども局市民スポーツ室
市民バスケットボールフェスティバル	市民・子ども局市民スポーツ室
地域スポーツクラブ・団体の育成・活動支援	市民・子ども局市民スポーツ室
学童泳力記録会	市民・子ども局市民スポーツ室
親子ふれあいゲートボール大会	市民・子ども局市民スポーツ室
川崎国際多摩川マラソン	市民・子ども局市民スポーツ室
多摩川リバーサイド駅伝 in 川崎	市民・子ども局市民スポーツ室
多摩川カヌー教室	市民・子ども局市民スポーツ室
市民体育大会	市民・子ども局市民スポーツ室
創造する子ども展	市民・子ども局川崎市市民ミュージアム
子ども文化センター（再掲）	市民・子ども局子ども本部青少年育成課・各区子ども支援室
わくわくプラザ（再掲）	市民・子ども局子ども本部青少年育成課・各区子ども支援室
子ども夢パーク（再掲）	市民・子ども局子ども本部青少年育成課
八ヶ岳少年自然の家（再掲）	市民・子ども局子ども本部青少年育成課
川崎市青少年健全育成成功労者表彰	市民・子ども局子ども本部青少年育成課

青少年フェスティバル（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
青少年国際交流事業（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
成人の日を祝うつどい（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
こどもの遊び場事業	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年指導員活動	市民・こども局こども本部青少年育成課 各区役所地域振興課
キャリアサポートかわさき（再掲）	経済労働局労働雇用部
かわさき若者サポートステーション（再掲）	経済労働局労働雇用部
環境科学教室	環境局公害研究所
動物愛護普及啓発事業	健康福祉局健康安全室・動物愛護センター
サマースクール	建設緑政局夢見ヶ先動物公園
宮前区冒険遊び場事業	宮前区役所こども支援室・企画課 道路公園センター・地域振興課
多摩区こどもの外遊び事業	多摩区役所こども支援室
少年消防クラブ（再掲）	消防局予防課・各消防署
学校施設の有効活用の推進	教育委員会事務局生涯学習推進課
青少年創作教室	教育委員会事務局生涯学習推進課
キッズセミナー	教育委員会事務局生涯学習推進課（川崎市生涯学習財団）
青少年創意くふう展	教育委員会事務局総合教育センター
小学校・中学校造形展	教育委員会事務局総合教育センター
川崎市立中学校技術・家庭科作品展	教育委員会事務局総合教育センター
3 青少年活動のリーダーの養成	
ジュニアリーダー研修	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年育成連盟補助	市民・こども局こども本部青少年育成課
田島地区青少年指導員会リーダーシップ研修会（隔年実施）	川崎区役所田島支所区民センター
4 青少年の居場所づくりの促進	
こども文化センター（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課・各区こども支援室
子ども夢パーク（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎区思春期問題対策事業（再掲）	川崎区役所こども支援室
宮前区子ども包括支援事業（再掲）	宮前区役所こども支援室
5 青少年の自立への支援	
友好自治体交流会（再掲）	総務局国際施策調整室
女性の職域拡大事業	市民・こども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
子ども夢パーク（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
黒川青少年野外活動センター（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
八ヶ岳少年自然の家（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
青少年の家（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
青少年国際交流事業（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
成人の日を祝うつどい（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
キャリアサポートかわさき（再掲）	経済労働局労働雇用部
かわさき若者サポートステーション（再掲）	経済労働局労働雇用部
保護司活動	健康福祉局地域福祉課
川崎市思春期問題対策事業（再掲）	川崎区役所こども支援室
情報活用能力の育成	教育委員会事務局総合教育センター
国際理解教育の推進	教育委員会事務局総合教育センター
環境教育の推進	教育委員会事務局指導課・総合教育センター
福祉教育の推進	教育委員会事務局指導課・総合教育センター
社会的・職業的自立の形成	教育委員会事務局指導課・総合教育センター
夜間学級の実施	教育委員会事務局総合教育センター
商店街や企業等との連携による職業体験活動の推進	教育委員会事務局指導課・生涯学習推進課・総合教育センター

ふれあいサマーキャンプ	教育委員会事務局生涯学習推進課（川崎市生涯学習財団）
不登校児童・生徒の体験活動	教育委員会事務局総合教育センター
3 家庭・学校・地域の連携による支援体制づくり	
1 家庭の育てる力の支援	
子育て支援セミナー	市民・子ども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
地球においしい「エコ・クッキング」事業	環境局環境調整課
宮前区子育て支援事業	宮前区役所子ども支援室
多摩区親育て・子育て支援者養成事業	多摩区役所子ども支援室
家庭の教育力の向上	教育委員会事務局生涯学習推進課
川崎市思春期問題対策事業（再掲）	川崎市役所子ども支援室
2 子育て家庭への支援	
講座実施時の一時保育の受入	市民・子ども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
子育てほっとサロン	市民・子ども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
乳児期の親子向け講座の定期的開催	市民・子ども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
カジダン・イクメンプロジェクトの実施	市民・子ども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
ふれあい子育てサポート事業	市民・子ども局子ども本部子育て支援課
子育て支援・わくわくプラザ事業	市民・子ども局子ども本部青少年育成課
小児医療費助成事業	市民・子ども局子ども本部子ども家庭課
かわさき区いきいき健康づくり子育てフェスタ事業	川崎市役所地域保健福祉課・保健福祉サービス課
川崎市子育てガイド・かわらばん事業	川崎市役所保健福祉サービス課
川崎市子ども総合支援ネットワーク事業	川崎市役所子ども支援室・保健福祉サービス課
川崎市男性の育児参加促進事業「ジョイフルサタデー」	川崎市役所子ども支援室
川崎市子ども支援ボランティア育成事業	川崎市役所子ども支援室
幸区子ども総合支援ネットワーク会議	幸区役所子ども支援室
みんなで子育てフェアさいわい	幸区役所子ども支援室
中原区子育てネットワーク事業	中原区役所子ども支援室
中原区子ども支援ネットワーク事業	中原区役所子ども支援室
中原区子どもフェスタ（区民祭と同時開催）	中原区役所子ども支援室
中原区子ども未来フェスタ	中原区役所子ども支援室
中原区子育て支援者養成事業	中原区役所子ども支援室
高津区子どもフェア	高津区役所地域振興課
高津区子ども・子育てフェスタ	高津区役所生涯学習支援課 教育委員会高津市民館
高津区子ども総合支援事業	高津区役所子ども支援室
宮前区子ども支援ネットワーク事業	宮前区役所子ども支援室
宮前区子育て情報発信事業（再掲）	宮前区役所子ども支援室
宮前区子育て支援事業（再掲）	宮前区役所子ども支援室
多摩区子ども総合支援連携事業	多摩区役所子ども支援室
たまたま子育てまつり	多摩区役所生涯学習支援課（教育委員会多摩市民館）
多摩区子ども・子育て普及啓発事業	多摩区役所子ども支援室
多摩区子育て支援パスポート事業	多摩区役所子ども支援室
多摩区親育て・子育て支援者養成事業（再掲）	多摩区役所子ども支援室
麻生区子ども関連ネットワーク会議	麻生区役所子ども支援室
麻生区子育て人材バンク事業	麻生区役所子ども支援室
麻生区と地域の大学が連携した子ども・子育て支援事業	麻生区役所子ども支援室
3 学校における支援の充実	
私立学校等補助金	市民・子ども局子ども本部子育て支援課
「どうぶつの赤ちゃん」	建設緑政局夢見ヶ先動物公園
「どうぶつ園のじゅうい」	建設緑政局夢見ヶ先動物公園
幼・保・小連携事業	各区役所子ども支援室

民族文化講師ふれあい事業	教育委員会事務局人権・共生教育担当
区における教育体制の推進	教育委員会事務局教育改革推進担当
川崎市立小・中学校自然教室	教育委員会事務局指導課
小・中・高等学校への外国語指導助手等の配置	教育委員会事務局総合教育センター
不登校児童・生徒の体験活動(再掲)	教育委員会事務局総合教育センター
川崎市立学校児童生徒・神奈川朝鮮学生美術交流展	教育委員会事務局総合教育センター
日本語指導等協力者派遣事業	教育委員会事務局総合教育センター
人権オンブズパーソン子ども教室	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
4 地域における支援の充実	
川崎市青少年育成推進委員会	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年育成連盟補助(再掲)	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年指導員活動(再掲)	市民・こども局こども本部青少年育成課 各区役所地域振興課
川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年健全育成功労者表彰(再掲)	市民・こども局こども本部青少年育成課
夏休み多摩川教室	環境局環境対策課 建設緑政局河川課・企画課・多摩川施策推進課
ギャラリーバス事業	交通局お客様サービス課
川崎区エコプロジェクト事業(地球環境問題啓発ポスターコンクール)	川崎区役所企画課
カローリングの普及促進	川崎区役所地域振興課
川崎区パワフルかわさき区民綱引き大会	川崎区役所地域振興課
かわさき大師サマーフェスタ	川崎区役所地域振興課
大師地区青少年書き初め大会	川崎区役所大師支所区民センター
田島地区青少年指導員会夏休み子ども映画会	川崎区役所田島支所区民センター
幸区こども環境展	幸区役所企画課
幸区リレーカーニバル	幸区役所地域振興課
幸区こどもとふれあう紙ヒコーキ大会	幸区役所地域振興課
日吉地区少女バレーボール大会	幸区役所日吉出張所
中原区青少年吹奏楽コンサート	中原区役所地域振興課
中原区民総ぐるみスポーツ大会	中原区役所地域振興課
中原区民ロードレース「マイベース」大会	中原区役所地域振興課
全中原中学生卓球大会	中原区役所地域振興課
学校流域プロジェクト	高津区役所企画課
高津区花と緑のたかつ推進事業	高津区役所地域振興課
高津区市民健康の森活用事業	高津区役所地域振興課
高津地区親子運動会	高津区役所地域振興課
橘ふるさと祭り子どもイベント	高津区役所橘出張所
橘地区親子運動会	高津区役所橘出張所
橘地区女子バドミントン大会	高津区役所橘出張所
橘地区少年ソフトボール大会	高津区役所橘出張所
宮前区ドッチビー大会	宮前区役所地域振興課・向丘出張所
宮前区ジュニアフットサル大会	宮前区役所地域振興課・向丘出張所
ディスカバーウォークみやまえ(宮前地区・向丘地区)	宮前区役所地域振興課・向丘出張所
多摩区青少年3on3大会	多摩区役所地域振興課
稲田地区少年少女ドッジボール大会	多摩区役所地域振興課
多摩区歩け歩け運動	多摩区役所地域振興課
稲田地区男子ソフトボール大会	多摩区役所地域振興課
稲田地区ニュースポーツフェスティバル	多摩区役所地域振興課
多摩区里地里山の保全活動事業	多摩区役所地域振興課
多摩区学校保健と連携した健康づくり事業	多摩区役所地域保健福祉課・保健福祉サービス課

多摩区こどもの外遊び事業（再掲）	多摩区役所こども支援室
生田地区親子運動会	多摩区役所生田出張所
生田地区少年野球大会	多摩区役所生田出張所
生田地区小学生ニュースポーツ体験会	多摩区役所生田出張所
生田地区ソフトバレーボール大会	多摩区役所生田出張所
ふれあいミュージックフェスタ	多摩区役所生田出張所
あさおわくわくウオーク（再掲）	麻生区役所地域振興課
麻生区小学校バドミントン大会	麻生区役所地域振興課
麻生区小学生バレーボール大会	麻生区役所地域振興課
区における教育体制の充実（再掲）	教育委員会事務局教育改革推進担当
地域教育会議	教育委員会事務局生涯学習推進課
5 市民協働のしくみづくり	
川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年指導員連絡協議会	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎地区少年補導員連絡協議会	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年健全育成成功労者表彰（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
6 思春期の子どもの支援	
健全母性育成事業	市民・こども局こども本部こども家庭課 各区保健福祉サービス課
思春期保健電話相談（再掲）	市民・こども局こども本部こども家庭課・こども家庭センター 各区保健福祉サービス課
青少年エイズ・性感染症予防講演会	健康福祉局健康安全室
思春期の不登校について考える家族の集い	健康福祉局百合丘障害者センター
4 青少年が安全で安心して過ごせる社会環境づくり	
1 放課後の居場所づくり	
こども文化センター（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課・各区役所こども支援室
わくわくプラザ事業（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課・各区役所こども支援室
子育て支援・わくわくプラザ事業（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
2 社会環境の健全化	
川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
こども110番事業の推進	市民・こども局こども本部青少年育成課
社会環境健全化推進街頭キャンペーン	市民・こども局こども本部青少年育成課
有害環境浄化活動	市民・こども局こども本部青少年育成課
社会を明るくする運動	健康福祉局地域福祉課 各区役所地域保健福祉課 各地区健康福祉ステーション
3 非行防止・犯罪被害防止	
市民への防犯・防火情報の提供	市民・こども局地域安全推進課 消防局予防課 教育委員会事務局指導課
川崎地区少年補導員連絡協議会（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年指導員活動（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 各区役所地域振興課
こども110番事業の推進（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
社会環境健全化推進街頭キャンペーン（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
有害環境浄化活動（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎区新入学生の交通安全確保活動	川崎区役所危機管理担当
川崎区交通安全子ども自転車大会	川崎区役所危機管理担当
川崎区新入学児・新入学生の安全確保事業	川崎区役所こども支援室
高津区新入学児交通事故防止キャンペーン	高津区役所地域振興課

宮前区子ども安全・安心見守り事業	宮前区役所こども支援室
川崎市学校警察連絡協議会	教育委員会事務局指導課
スクールガード・リーダーの配置	教育委員会事務局健康教育課
非行の早期発見・指導の体制づくり	教育委員会事務局指導課・生涯学習推進課
通学路の安全性の向上	市民・こども局地域安全推進課 建設緑政局道路施設課 教育委員会事務局健康教育課
4 有害環境防止・メディア対策	
川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
社会環境健全化推進街頭キャンペーン（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
有害環境浄化活動（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
薬物乱用防止対策	健康福祉局健康安全室・精神保健課・精神保健福祉センター
薬物乱用防止教育の充実	教育委員会事務局健康教育課
5 広報・啓発活動	
非行防止啓発パネル展	市民・こども局こども本部青少年育成課
非行防止啓発視聴覚教材貸出事業	市民・こども局こども本部青少年育成課
新入学児童・園児を交通事故から守る運動	市民・こども局地域安全推進課 教育委員会事務局健康教育課 各区役所危機管理担当

資料2

地方青少年問題協議会法

昭和28年7月25日法律第83号

最終改正 平成11年7月16日法律第102号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

- 2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。
- 3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月一六日法律第七七号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年三月三十一日法律第一六号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三三年六月一五日法律第九九号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年一二月二日法律第八〇号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和三十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

川崎市青少年問題協議会条例

昭和 33 年 12 月 3 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号。以下「法」という。)第 1 条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務及び意見の具申)

第 2 条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第 2 条に規定するところによる。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員 35 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 学識経験者
- (6) 本市職員

3 会長は、市長をもって充てる。

4 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(専門委員)

第 6 条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、学識経験者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査を終了したとき解任されるものとする。

(委員等の勤務)

第 7 条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会議の招集)

第8条 協議会は、会長が招集し、会議を開くものとする。

(定足数及び表決)

第9条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 協議会の事務を処理するため事務局を市民・こども局に置く。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第2号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第9条中川崎市青少年問題協議会条例第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日条例第57号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成19年12月19日条例第52号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

資料3

第26期川崎市青少年問題協議会の協議経過

(平成22年度)

開催年月日	会議の種類	協議内容
平成22年 9月6日(月)	全体会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・副会長を選出 ・協議内容及び運営方法等を協議 ・協議題専門委員会を設置。協議題専門委員を選出 6名
10月22日(金)	協議題専門委員会	・今期の協議題について協議
11月26日(金)	協議題専門委員会	・今期の協議題について協議
平成23年 1月20日(木)	全体会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議題専門委員会協議経過の報告 ・協議題を決定 『「わがまち・かわさき」をめざす青少年育成活動の現状と課題』 ・調査専門委員会を設置。調査専門委員を選出 12名

(平成23年度)

開催年月日	会議の種類	協議内容
5月16日(月)	調査専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選出 ・今後の進め方及びスケジュール確認 ・協議題テーマを踏まえた資料等についての説明及び意見交換
7月6日(水)	調査専門委員会	・協議題テーマを踏まえた資料等についての説明及び意見交換
7月29日(金)	調査専門委員会	・協議題テーマについて意見交換
9月7日(水)	全体会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査専門委員会協議経過の報告 ・意見具申書骨子の決定 ・起草専門委員会を設置。起草専門委員を選出 7名
10月18日(火)	起草専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選出 ・意見具申書(案)について協議
11月15日(火)	起草専門委員会	・意見具申書(案)について協議
12月13日(火)	起草専門委員会	・意見具申書(案)について協議
平成24年 2月10日(金)	起草専門委員会	・意見具申書(案)について協議
2月28日(火)	起草専門委員会(小委員会)	・意見具申書(案)について協議
3月22日(木)	起草専門委員会(小委員会)	・意見具申書(案)について協議
3月29日(木)	起草専門委員会	・意見具申書(案)について協議

(平成24年度)

5月10日(木)	全体会(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・起草専門委員会協議経過の報告 ・意見具申書(案)について協議 ・意見具申について確認
----------	----------	---

資料4

第26期川崎市青少年問題協議会委員名簿

区分	氏名	所属	選出分野	協議 委員	調査 委員	起草 委員	任期
会長	阿部 孝夫	市長					22.9.1～24.8.31
副会長	小川 信夫	現代教育文化研究所 所長	学識経験	○	○	○	22.9.1～24.8.31
委員	浅野 文直	市議会議員	市議会				22.9.1～23.5.2
〃	竹間 幸一	市議会議員	〃				22.9.1～23.5.2
〃	松原 成文	市議会議員	〃				22.9.1～23.5.2
〃	吉岡 俊祐	市議会議員	〃		○		22.9.1～23.5.2
〃	石川 建二	市議会議員	〃				23.5.23～24.3.31
〃	大庭 裕子	市議会議員	〃		○		23.5.23～24.3.31
〃	橋本 勝	市議会議員	〃				23.5.23～24.3.31
〃	山田 益男	市議会議員	〃				23.5.23～24.3.31
〃	かわの 忠正	市議会議員	〃				24.4.1～24.8.31
〃	斉藤 隆司	市議会議員	〃				24.4.1～24.8.31
〃	石田 和子	市議会議員	〃				24.4.1～24.8.31
〃	花輪 孝一	市議会議員	〃				24.4.1～24.8.31
〃	佐々木 武志	川崎市教育委員会委員長	教育委員	○	○	○	22.9.1～24.8.31
〃	和田 彰	横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家裁調査官	行政機関				22.9.1～23.3.31
〃	吉村 和子	横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家裁調査官	〃				23.4.1～24.8.31
〃	石原 浩一	横浜保護観察所企画調整課長	〃				22.9.1～23.3.31
〃	吉川 弘	横浜保護観察所企画調整課長	〃				23.4.1～24.3.31
〃	吉川 昌宏	横浜保護観察所企画調整課長	〃				24.4.1～24.8.31
〃	佐々木 敏隆	神奈川県民局県民活動部県民課川崎駐 在事務所担当課長 (神奈川県川崎県民センター長)	〃		○		22.9.1～23.5.31
〃	久住 剛	神奈川県民局県民活動部県民課川崎駐 在事務所担当課長 (神奈川県川崎県民センター長)	〃		○		23.6.1～24.8.31
〃	鎌田 鉄幸	神奈川県警察川崎市警察部 担当補佐官	〃				22.9.1～24.3.12
〃	小津 岳彦	神奈川県警察川崎市警察部 担当補佐官	〃				24.3.13～24.8.31
〃	小原 良	川崎市PTA連絡協議会会長	関係団体				22.9.1～24.8.31

区分	氏名	所属	選出分野	協議 委員	調査 委員	起草 委員	任期
〃	小林 美年子	川崎市青少年育成連盟顧問	関係団体	○	○	○	22.9.1～24.8.31
〃	石橋 博	川崎市青少年指導員連絡協議会 会長	〃		○		22.9.1～24.8.31
〃	吉岡 とし江	川崎地区少年補導員連絡協議会 副会長	〃				22.9.1～24.8.31
〃	倉持 順子	川崎市青少年の健全な育成環境 推進協議会委員	〃				22.9.1～24.8.31
〃	岡田 守弘	横浜国立大学名誉教授	学識経験	○	○	○	22.9.1～24.8.31
〃	斉藤 隆	星槎学園中高等部北斗校校長	〃	○	○	○	22.9.1～24.8.31
〃	武藤 春美	愛川町立愛川東中学校スクール カウンセラー	〃		○		22.9.1～24.8.31
〃	塚田 庸子	横浜国立大学客員教授	〃		○	○	22.9.1～24.8.31
〃	ヴェムリ ルチカ	川崎市外国人市民代表者会議 第8期委員	〃				22.9.1～22.12.31
〃	エドモンド ダンカン	川崎市外国人市民代表者会議 第8期委員	〃				23.3.1～24.8.31
〃	山田 雅太	川崎市立小学校長会	学校関係	○			22.9.1～24.3.31
〃	流石 良子	川崎市立小学校長会	〃				24.4.1～24.8.31
〃	内元 博文	川崎市立中学校長会	〃		○	○	22.9.1～24.8.31
〃	小酒井 英一	川崎市立高等学校長会	〃				22.9.1～24.8.31
〃	金井 則夫	教育長	行政機関				22.9.1～24.3.31
〃	渡邊 直美	教育長	〃				24.4.1～24.8.31
〃	菊池 義雄	健康福祉局長	〃				22.9.1～23.3.31
〃	木村 実	健康福祉局長	〃				23.4.1～24.8.31
〃	山崎 茂	市民・こども局長	〃				22.9.1～24.8.31
〃	近藤 義晴	市民・こども局こども本部長	〃		○		22.9.1～24.3.31
〃	岡本 隆	市民・こども局こども本部長	〃				24.4.1～24.8.31